

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 4 - 4
要綱上の 事業名称	(11) 飲用水供給施設・排水施設整備事業
細要素事業名	北浜地区区画整理関連飲用水供給施設整備事業
全体事業費	75,600 (千円)

【事業概要、基幹事業との関連性】

北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業（D17-4）区域内における飲用水供給施設（配水管・給水管）の整備を実施するものである。

【経費の内訳】

上水道工事（DIP φ75～150）L=1524.74m 75,600千円

【東日本大震災の被害との関係】

北浜地区は、防潮堤が未整備だったため津波被害を直接受けた地区であり低層住宅のほとんどが全壊・流出するような甚大な被害を受けた地区である。地震及び津波被害により地区全体が地盤沈下し、震災後の高潮や台風等で地区内の道路冠水や床下浸水などの被害を受け続けている。

区画整理事業内の上水道整備を行い、復興に向けた都市機能の向上を図る。

★D-17-4-4 北浜地区区画整理関連飲用水供給施設整備事業

上水道整備

※ この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★D 1 5－1－2
要綱上の 事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	港町地区津波復興拠点関連施設整備事業
全体事業費	1 4 6， 4 4 8（千円）

【事業概要】

港町地区は、本塩釜駅から徒歩 10 分の場所に位置し、夏には海水浴客でにぎわう桂島等浦戸諸島へ渡るためのフェリーターミナル（マリングート塩竈）等が所在し、震災前から観光客が多く訪れる地区であった。地元住民や従業者、観光客の安全を確保するため、また交通の拠点としての都市機能を維持するため「津波防災拠点施設」と「津波避難デッキ」を港町地区津波復興拠点整備事業（D15-1）により整備し、マリングート塩竈を中心とした地区全体の防災機能の強化を図ることとしている。

については、津波発生時の安心で安全な避難を実現するため、津波避難デッキへの経路であるしおかぜ通り線（歩行者専用道路）の舗装復旧や津波復興拠点周辺の避難誘導板等を整備するもの。

【事業内容】

- ・しおかぜ通り線（歩行者専用道路）工事（舗装・側溝）、避難誘導板 等 146,448 千円

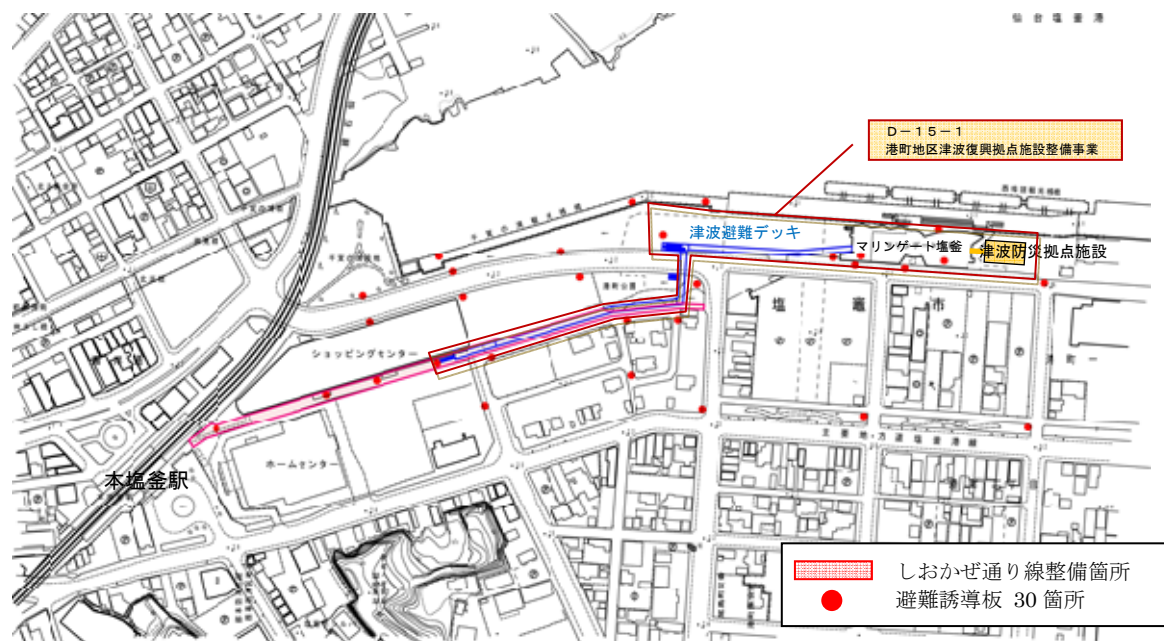
【東日本大震災の被害との関係】

港町地区は、防潮堤を大幅に超える津波被害を受けたことにより、全壊率 35%、半壊以上の被災率が 75%と甚大な被害を受けた地区である。（全壊 92 戸、大規模半壊 105 戸）

L1 堤防整備後 L2 津波来襲時には、最大 1.0mの浸水深となる。

【基幹事業との関連性】

上記【事業概要】のとおり。



【今回要求額】

	事業費	(国費)
・ D15-1-2 港町地区津波復興拠点関連施設整備事業	146,448 千円	(117,158 千円)
{ 平成 24 年度分 (一般会計)	118,435 千円	(94,748 千円)
{ 平成 25 年度分 (一般会計)	16,300 千円	(13,040 千円)
{ 平成 25 年度分 (復興特会)	11,713 千円	(9,370 千円)
・ D17-5-5 藤倉地区区画整理区域北側施設整備事業	83,808 千円	(67,046 千円)
平成 25 年度分 (復興特会)	83,808 千円	(67,046 千円)
・ D17-5-6 藤倉地区区画整理区域南側施設整備事業	198,720 千円	(158,976 千円)
{ 平成 25 年度分 (復興特会)	162,560 千円	(130,048 千円)
{ 平成 27 年度分 (復興特会)	36,160 千円	(28,928 千円)

	国費
(平成 24 年度分)	94,748 千円 (今回申請分)
(平成 25 年度分)	219,504 千円 (今回申請分)
内訳 {	13,040 千円 (一般会計)
	206,464 千円 (特別会計)
(平成 27 年度分)	28,928 千円 (今回申請分)
	計 343,180 千円 (今回申請分)

※この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 5 - 5
要綱上の 事業名称	(25) 市街地復興関連小規模施設整備事業
細要素事業名	藤倉地区区画整理区域北側施設整備事業
全体事業費	83,808 (千円)

【事業概要】

藤倉地区及び藤倉地区周辺一帯は、東日本大震災の地震による地盤沈下（10～50cm）及び津波による浸水被害を受けており、特に被害の甚大だった藤倉地区で被災市街地復興土地区画整理事業（D17-5）を実施しているところ。

区画整理事業区域内の宅地は約50cmの嵩上げ整備を行う計画であり（T.P.0.8）、幹線道路を除く区画道路の計画地盤高は現況地盤高を基本とし（T.P.0.4）、沈下の大きい箇所について10～20cmの嵩上げ整備を行う計画である（T.P.0.3～0.4）。

区画整理事業区域外（以下「北側地区」）の道路の現況地盤高がT.P.0.2～0.3であり、区画整理事業区域の造成後、区画整理事業区域と北側地区の道路に段差が生じることから、擦り付け部の道路嵩上げ整備を行うとともに、北側地区の排水に必要な側溝嵩上げと側溝嵩上げに伴い必要な道路嵩上げを行うもの。

【事業内容】

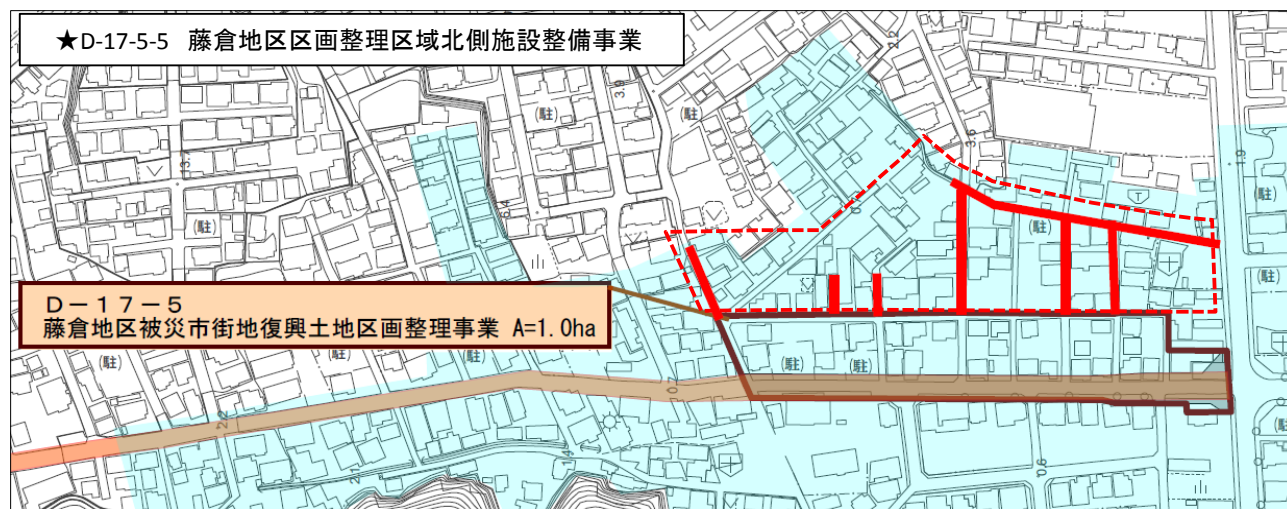
道路工事（側溝・舗装） L=369m 83,808千円

【東日本大震災の被害との関係】

藤倉地区は、北浜地区の防潮堤整備が未竣工であったため、全壊50戸、大規模半壊368戸と甚大な被害を受けた住宅地である。

【基幹事業との関連性】

上記【事業概要】のとおり。



【今回要求額】

	事業費	(国費)
・ D15-1-2 港町地区津波復興拠点関連施設整備事業	146,448 千円	(117,158 千円)
{ 平成 24 年度分 (一般会計)	118,435 千円	(94,748 千円)
{ 平成 25 年度分 (一般会計)	16,300 千円	(13,040 千円)
{ 平成 25 年度分 (復興特会)	11,713 千円	(9,370 千円)
・ D17-5-5 藤倉地区区画整理区域北側施設整備事業	83,808 千円	(67,046 千円)
平成 25 年度分 (復興特会)	83,808 千円	(67,046 千円)
・ D17-5-6 藤倉地区区画整理区域南側施設整備事業	198,720 千円	(158,976 千円)
{ 平成 25 年度分 (復興特会)	162,560 千円	(130,048 千円)
{ 平成 27 年度分 (復興特会)	36,160 千円	(28,928 千円)

	国費
(平成 24 年度分)	94,748 千円 (今回申請分)
(平成 25 年度分)	219,504 千円 (今回申請分)
内訳 {	13,040 千円 (一般会計)
	206,464 千円 (特別会計)
(平成 27 年度分)	28,928 千円 (今回申請分)
	計 343,180 千円 (今回申請分)

※この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 5 - 6
要綱上の 事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	藤倉地区区画整理区域南側施設整備事業
全体事業費	198,720（千円）

【事業概要】

藤倉地区及び藤倉地区周辺一帯は、東日本大震災の地震による地盤沈下（10～50cm）及び津波による浸水被害を受けており、特に被害の甚大だった藤倉地区で被災市街地復興土地区画整理事業（D17-5）を実施しているところ。

区画整理事業区域外（以下「南側地区」）は、東日本大震災の地震及び津波により生じた側溝の不陸などの影響で排水不良が生じており、震災後は降雨時に側溝から雨水が溢水する箇所が散見されるが、溢水した雨水は周辺地区に分散している状況である。

今回、区画整理事業区域の高上げ整備により南側地区では、降雨時に区画整理事業区域に分散していた雨水が集中し、側溝から溢水する雨水による冠水が見込まれる。

このことから、区画整理事業区域との擦り付け部の道路嵩上げ整備を行うとともに、降雨時における南側地区の排水に必要な側溝嵩上げと側溝嵩上げに伴い必要な道路嵩上げを行うもの。

【事業内容】

道路工事（側溝・舗装） L=861m 198,720千円

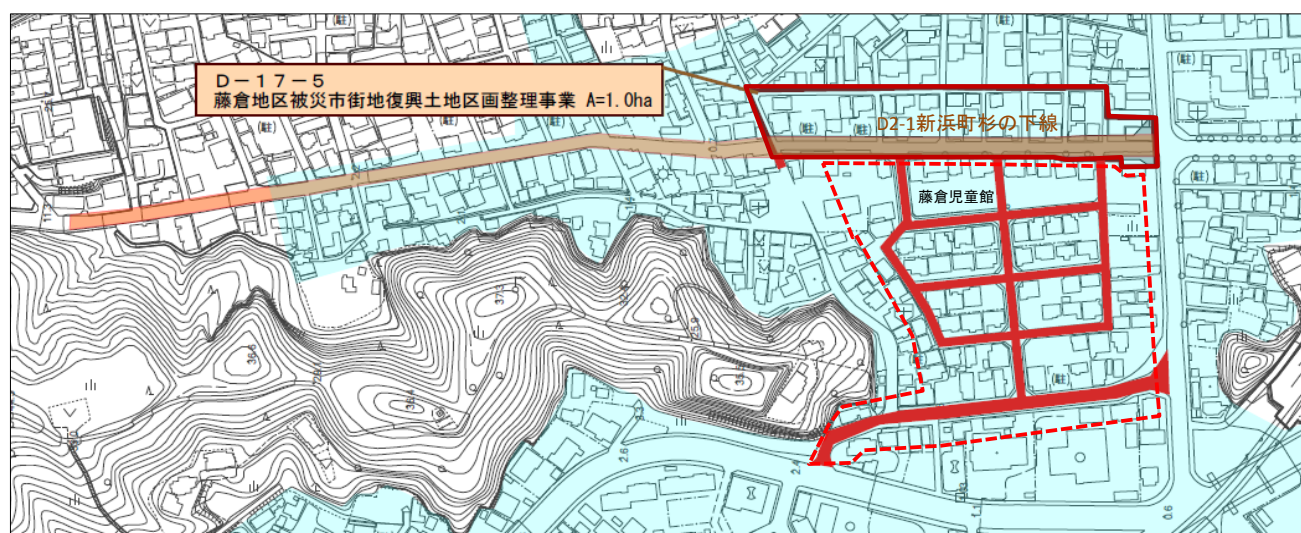
【東日本大震災の被害との関係】

藤倉地区は、北浜地区の防潮堤整備が未竣工であったため、全壊50戸、大規模半壊368戸と甚大な被害を受けた住宅地である。

【基幹事業との関連性】

上記【事業概要】のとおり。

★D-17-5-6 藤倉地区区画整理区域南側施設整備事業



【今回要求額】

	事業費	(国費)
・ D15-1-2 港町地区津波復興拠点関連施設整備事業	146,448 千円	(117,158 千円)
{ 平成 24 年度分 (一般会計)	118,435 千円	(94,748 千円)
{ 平成 25 年度分 (一般会計)	16,300 千円	(13,040 千円)
{ 平成 25 年度分 (復興特会)	11,713 千円	(9,370 千円)
・ D17-5-5 藤倉地区区画整理区域北側施設整備事業	83,808 千円	(67,046 千円)
平成 25 年度分 (復興特会)	83,808 千円	(67,046 千円)
・ D17-5-6 藤倉地区区画整理区域南側施設整備事業	198,720 千円	(158,976 千円)
{ 平成 25 年度分 (復興特会)	162,560 千円	(130,048 千円)
{ 平成 27 年度分 (復興特会)	36,160 千円	(28,928 千円)

	国費
(平成 24 年度分)	94,748 千円 (今回申請分)
(平成 25 年度分)	219,504 千円 (今回申請分)
内訳 {	13,040 千円 (一般会計)
	206,464 千円 (特別会計)
(平成 27 年度分)	28,928 千円 (今回申請分)
	計 343,180 千円 (今回申請分)

※この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 29 号及び参考様式第 32 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D17-4-5
要綱上の事業名	(22)避難誘導施設整備事業
細要素事業名	北浜地区区画整理関連施設整備事業
全体事業費	299,744 (千円)

【事業概要】

北浜地区は、東日本大震災の地震による地盤沈下及び津波による浸水被害により甚大な被害を受けており、被災市街地復興土地区画整理事業（D17-4）を実施しているところ。

区画整理事業区域に隣接する市道北浜沢乙線は、東日本大震災の地震による T.P1.19～1.27 から T.P.0.53～0.74 への地盤沈下（53～66cm）及び津波による浸水被害を受け、側溝に不陸や沈下が生じたため排水障害が発生しており、震災後は降雨時に側溝から雨水が溢水する箇所が散見され、7～8mm/h 程度の降雨があった場合、約 20cm の冠水が生じている。その際、現在は路線を通行止めにし、仮設ポンプにより海へ放流し対応しているところ。

本路線は、災害発生時、住民の避難にも利用されるものであることから、区画整理事業区域との擦り付け部の道路嵩上げ整備を行うとともに、降雨時における市道北浜沢乙線の排水に必要な側溝嵩上げと側溝嵩上げに伴い必要な道路嵩上げを行うもの。

【事業内容】

市道北浜沢乙線道路排水工事 L=657.5m
事業費 299,744 千円

【東日本大震災の被害との関係】

北浜地区は、防潮堤整備が未竣工であったため、全壊 95 戸、大規模半壊 187 戸と甚大な津波被害を受けた住宅地と工業地が混在する宅地である。

【基幹事業との関連性】

上記【事業概要】のとおり。

※ この様式は、原則として、参考様式第 29 号及び参考様式第 32 の別添 3 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 4 - 1
要綱上の 事業名称	(19)被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	集会施設の備品整備事業（浦戸桂島地区）
全体事業費	572千円

【事業概要】

浦戸桂島地区の災害公営住宅への入居者と周辺住民の活動拠点となる集会施設（災害公営住宅整備事業により整備）の供用開始に必要な初回の備品を整備するもの。

【基幹事業との関連性】

当該集会施設は定例の地区集会の他、夏祭りや盆踊り等の住民が多数参加する催しの際にも使用され、本事業により当該集会施設の供用開始に必要な初回の備品を整備することで、災害公営住宅への入居者と周辺住民とのコミュニティ形成の促進に寄与するもの。

(参考)

基幹事業名 D-4-4 災害公営住宅整備事業（浦戸桂島地区）
○整備戸数 13戸
○建設完了 平成27年12月予定

【施設概要】

○構 造 木造平屋建て
○延床面積 58.2㎡（うち集会スペース 20.5㎡）

【経費の内訳】

○備品購入費 572 千円

品目	数量	単価	金額
折りたたみテーブル	1 台	7,500 円	7,500 円
折りたたみ座卓	5 台	7,500 円	37,500 円
折りたたみイス	12 脚	7,500 円	90,000 円
脚折りたたみテーブル用台車	1 台	85,000 円	85,000 円
イス用台車	1 台	50,000 円	50,000 円
ホワイトボード	1 台	58,400 円	58,400 円
ブルーヒーター	1 台	75,000 円	75,000 円
ポリタンク収納庫（屋外）	1 台	10,300 円	10,300 円
扇風機	1 台	19,000 円	19,000 円
電気ポット	1 台	13,000 円	13,000 円
カーテン（2ヶ所）	1 式	83,500 円	83,500 円
消費税			42,336 円
合計			571,536 円

本市では、備品について、会計規則第87条第1項第2号により「その性質又は形状を変えずに比較的長期にわたって使用に耐える物」としており、当該備品は、第101条に基づき台帳管理している。

※ この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成して下さい。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 6 - 1
要綱上の事業名称	(19)被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	集会施設の備品整備事業（浦戸寒風沢地区）
全体事業費	1,184千円

【事業概要】

浦戸寒風沢地区の災害公営住宅への入居者と周辺住民の活動拠点となる集会施設（災害公営住宅整備事業により整備）の供用開始に必要な初回の備品を整備するもの。

【基幹事業との関連性】

当該集会施設は定例の地区集会の他、夏祭りや盆踊り等の住民が多数参加する催しの際にも使用され、本事業により当該集会施設の供用開始に必要な初回の備品を整備することで、災害公営住宅への入居者と周辺住民とのコミュニティ形成の促進に寄与するもの。

(参考)

基幹事業名 D-4-6 災害公営住宅整備事業（浦戸寒風沢地区）
○整備戸数 11戸
○建設完了 平成27年10月末予定

【施設概要】

○構 造 木造平屋建て
○延床面積 76.2㎡（うち集会スペース 47.2㎡）

【経費の内訳】

○備品購入費 1,184 千円

品 目	数 量	単 価	金 額
折りたたみテーブル	12 台	7,500 円	90,000 円
折りたたみ座卓	10 台	7,500 円	75,000 円
折りたたみイス	53 脚	7,500 円	397,500 円
脚折りたたみテーブル用台車	1 台	85,000 円	85,000 円
イス用台車	2 台	50,000 円	100,000 円
ホワイトボード	1 台	58,400 円	58,400 円
ブルーヒーター	1 台	75,000 円	75,000 円
ポリタンク収納庫（屋外）	1 台	10,300 円	10,300 円
扇風機	1 台	19,000 円	19,000 円
電気ポット	1 台	13,000 円	13,000 円
カーテン（4ヶ所）	1 式	173,000 円	173,000 円
消費税			87,696 円
合計			1,183,896 円

本市では、備品について、会計規則第87条第1項第2号により「その性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐える物」としており、当該備品は、第101条に基づき台帳管理している。

※ この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成して下さい。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 7 - 1
要綱上の 事業名称	(19)被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	集会施設の備品整備事業（浦戸朴島地区）
全体事業費	944千円

【事業概要】

浦戸朴島地区の災害公営住宅への入居者と周辺住民の活動拠点となる集会施設（災害公営住宅整備事業により整備）の供用開始に必要な初回の備品を整備するもの。

【基幹事業との関連性】

当該集会施設は定例の地区集会の他、夏祭りや盆踊り等の住民が多数参加する催しの際にも使用され、本事業により当該集会施設の供用開始に必要な初回の備品を整備することで、災害公営住宅への入居者と周辺住民とのコミュニティ形成の促進に寄与するもの。

(参考)

基幹事業名 D-4-7 災害公営住宅整備事業（浦戸朴島地区）
○整備戸数 5戸
○建設完了 平成27年10月末予定

【施設概要】

○構 造 木造平屋建て
○延床面積 78.2㎡（うち集会スペース 44.51㎡）

【経費の内訳】

○備品購入費 944 千円

品目	数量	単価	金額
折りたたみテーブル	10 台	7,500 円	75,000 円
折りたたみ座卓	8 台	7,500 円	60,000 円
折りたたみイス	30 脚	7,500 円	225,000 円
脚折りたたみテーブル用台車	1 台	85,000 円	85,000 円
イス用台車	1 台	50,000 円	50,000 円
ホワイトボード	1 台	58,400 円	58,400 円
ブルーヒーター	1 台	75,000 円	75,000 円
ポリタンク収納庫（屋外）	1 台	10,300 円	10,300 円
扇風機	1 台	19,000 円	19,000 円
電気ポット	1 台	13,000 円	13,000 円
カーテン（5ヶ所）	1 式	203,000 円	203,000 円
消費税			69,896 円
合計			943,596 円

本市では、備品について、会計規則第87条第1項第2号により「その性質又は形状を変えずに比較的長期にわたって使用に耐える物」としており、当該備品は、第101条に基づき台帳管理している。

※ この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成して下さい。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。